

京阪藤森地区バリアフリー  
移動等円滑化基本構想に基づく

# 道路特定事業計画

---

## 交通安全特定事業計画



安心・安全に生活でき、  
快適で温もりのあるまち

京都市建設局道路建設部道路計画課  
京都府警察本部交通部交通規制課

## ●道路特定事業計画・交通安全特定事業計画を策定しました

京都市では、高齢者や障害のある人などが、安全で快適に安心して移動できる交通環境を整える様々な施策に取り組んでおり、その一環として、京阪藤森駅周辺の徒歩圏を中心とした「京阪藤森地区」を対象に「京阪藤森地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」を平成20年9月に策定致しました。

これを受け、基本構想に定められた重点整備地区内の生活関連経路について、「道路特定事業計画」及び「交通安全特定事業計画」を、学識経験者、高齢者・障害者団体の代表者、地域の代表者、公共交通事業者、公安委員会、行政関係者等の意見を踏まえながら策定致しました。

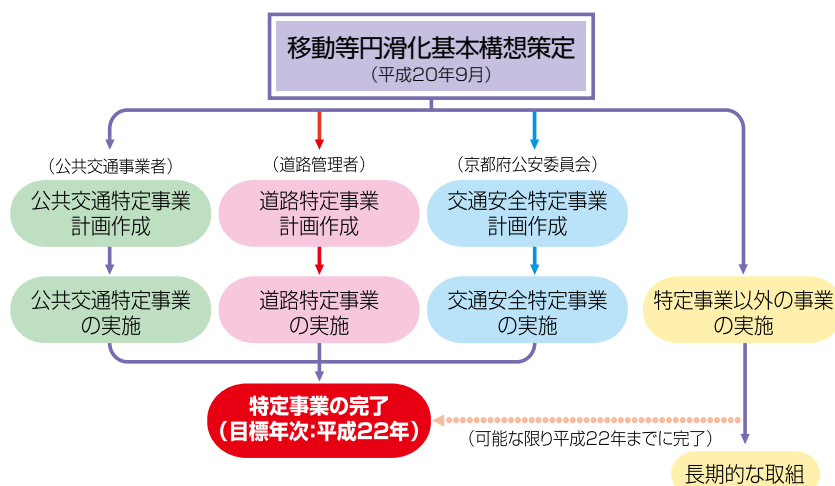
また、これらの特定事業の他に、公共交通事業者が「公共交通特定事業計画」を策定して、京阪藤森駅のバリアフリー化やバス車両等のバリアフリー化を進めており、道路管理者・京都府公安委員会・公共交通事業者が一体となって京阪藤森地区のバリアフリー化を進めていきます。



平成19年9月に市民の皆様や当事者の方々と現地踏査を実施して意見交換しました

## ●重点整備地区におけるバリアフリー化推進の流れ

平成22年(2010年)を基本として、バリアフリー化事業を実施していきます。特定事業以外の事業については、可能な限り平成22年までに完了するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくこととします。

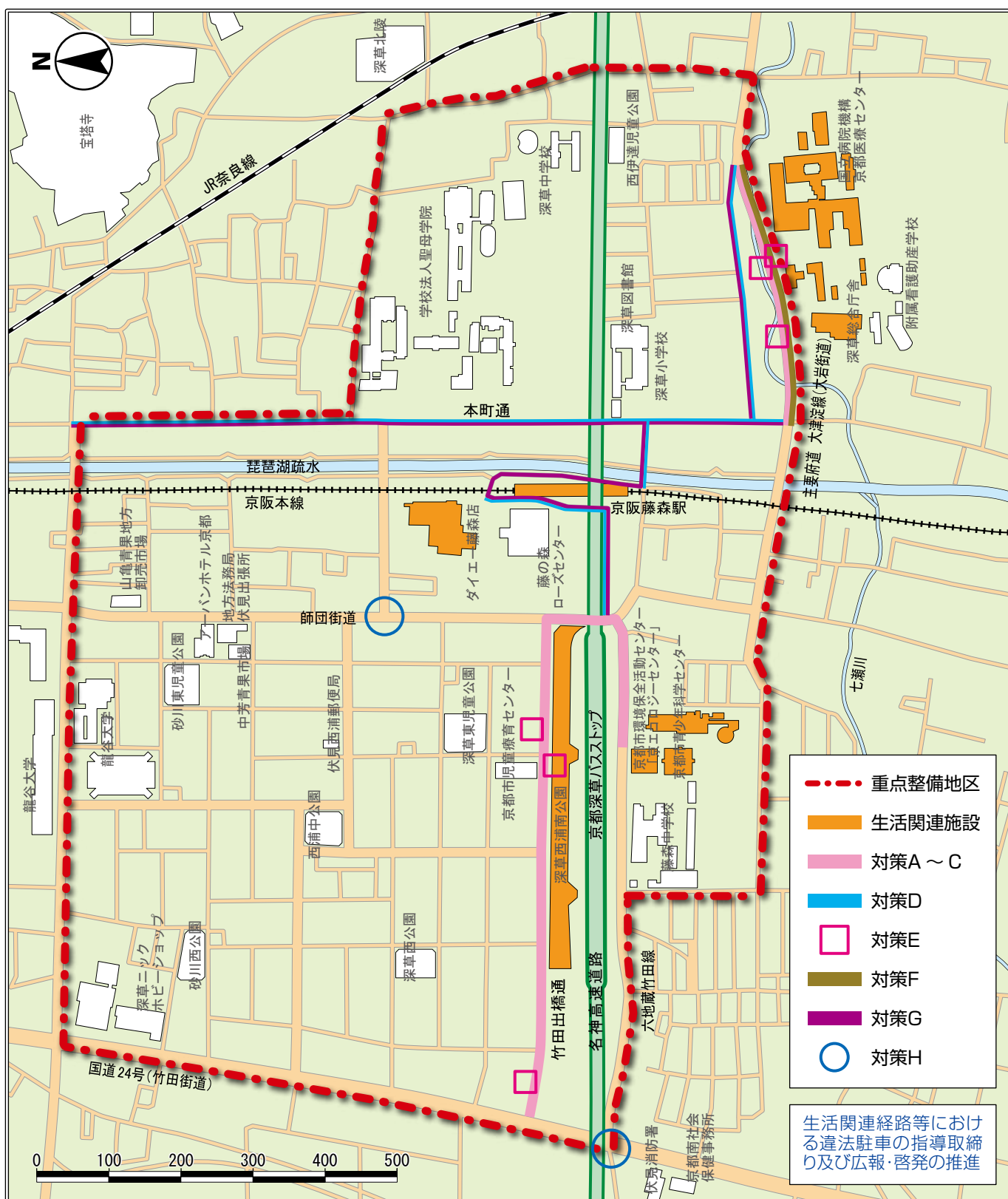


## ●特定事業計画に基づくバリアフリー化

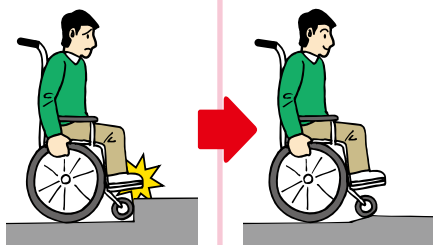
「道路特定事業」とは、京都市が道路管理者として実施する、特定旅客施設周辺の道路における段差や勾配の改善などの事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業です。

「交通安全特定事業」とは、京都府公安委員会が実施する、特定旅客施設周辺の道路における信号機への視覚障害者用付加装置(音響装置)の設置などの事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業です。

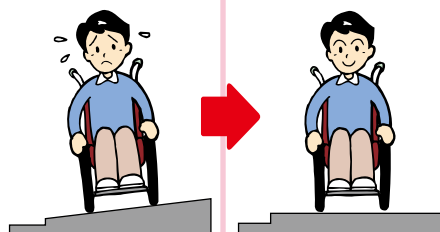
# ●道路特定事業計画・交通安全特定事業計画



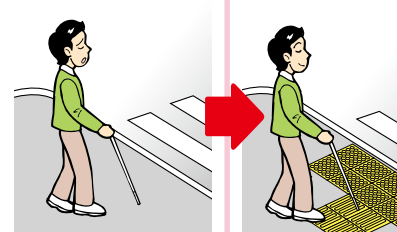
## 対策A 横断歩道接続部の段差・勾配の改良



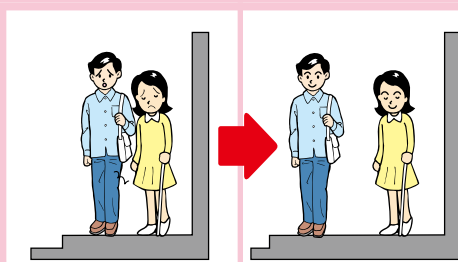
## 対策B 歩道の横断勾配の改良



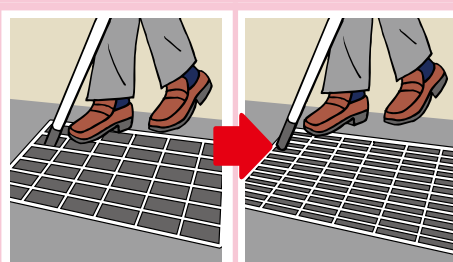
## 対策C 交差点部の視覚障害者



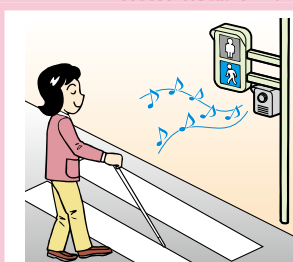
**対策F** 歩道拡幅の検討,電柱移設の検討



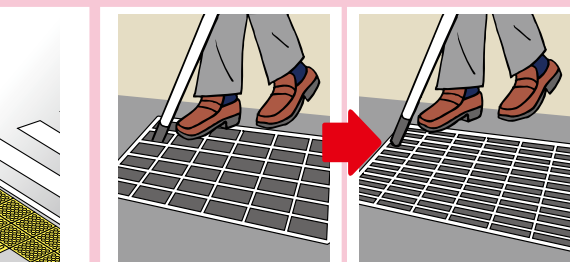
**対策G** グレーチングの改良



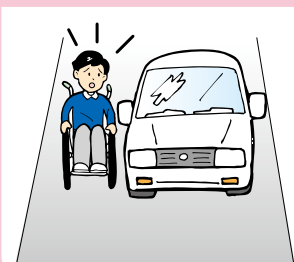
**対策H** 既設信号機への視覚障害者用付加装置の設置



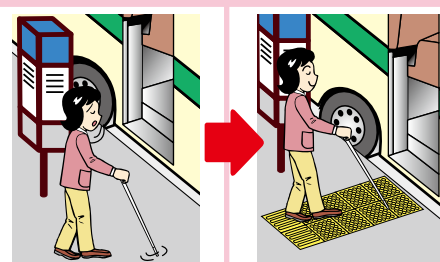
誘導用ブロックの改良,グレーチングの改良



**対策D** 歩行者優先策の検討



**対策E** バス停の改良



## ●道路特定事業以外のバリアフリー化対策

### その他の道路事業について

生活関連経路に位置付けられていない道路等についても、重点整備地区内外を問わず、道路の新設及び改良を行う際は、関係者との協力のもとに、可能な限りバリアフリー化を図り、誰もが安心して移動できる道路交通環境の整備を進めます。

また、生活関連経路で計画していく他の事業とも調整して整備していきます。

### ハードと一体となったソフト的対策について

京阪藤森地区において既存の歩道の改良などによるバリアフリー化を図りますが、あわせてソフト的対策も進めていき、「安心・安全に生活でき、快適で温もりのあるまち」の実現に向けて取り組んでいきます。

- ◆ 違法駐車・駐輪等の防止
- ◆ 市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供
- ◆ 学校教育における福祉教育の充実

自転車等撤去強化  
区域等の警告看板



道路利用啓発チラシ



### 案内情報の充実について

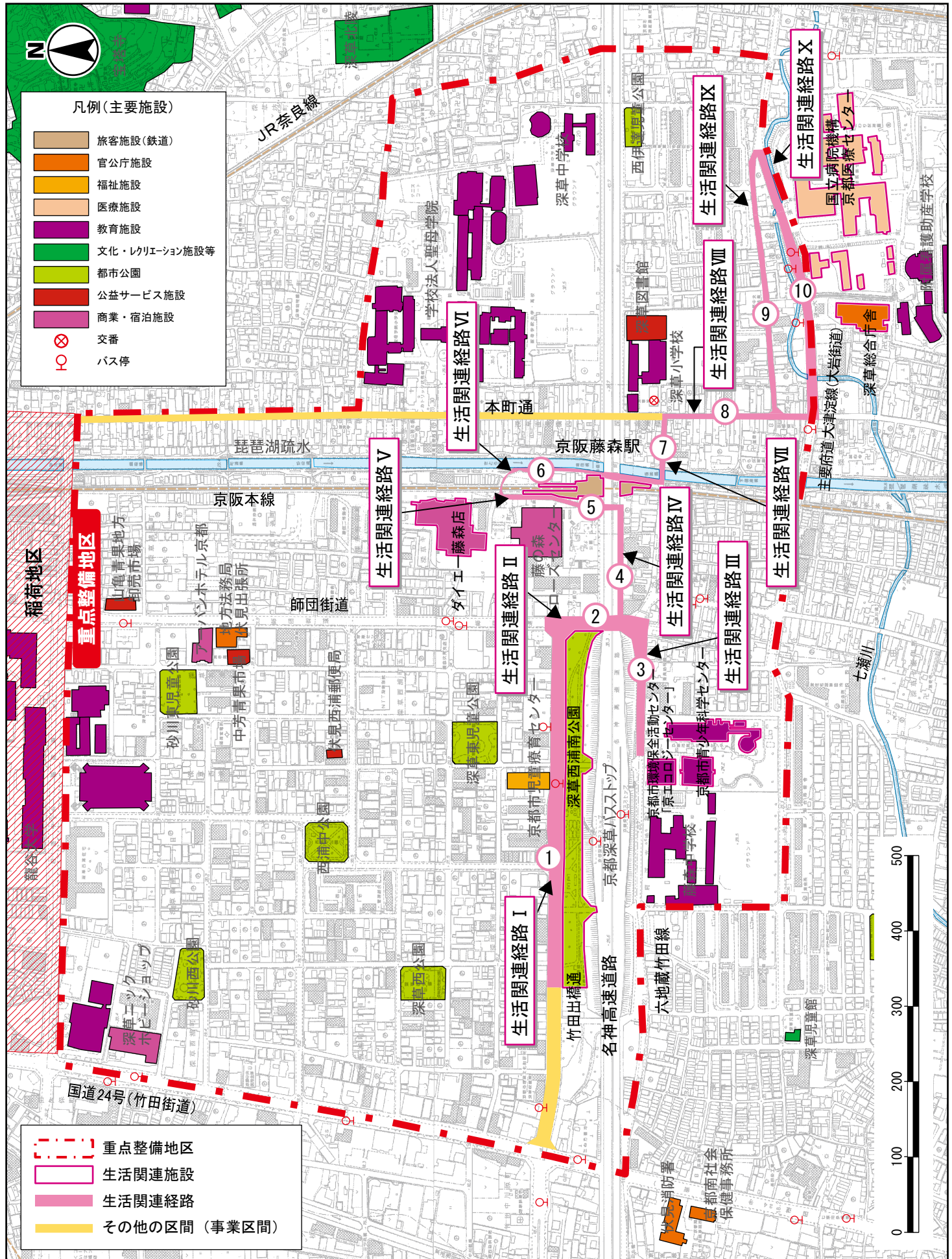
京阪藤森地区は、生活関連施設への利用者等来訪者も多いことから、分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実に取り組んでいきます。

- ◆ バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供
- ◆ 駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実



新聞やホームページへの掲載

## バリアフリー 生活関連施設・生活関連経路



# ●整備内容と整備目標年次

| 経路      | 路線                                     | 区間     | 事業内容                                                                                         | 目標年次 |    |    |     |
|---------|----------------------------------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|-----|
|         |                                        |        |                                                                                              | H20  | 21 | 22 | 23～ |
| 生活関連経路Ⅰ | 市道 深草西浦緯15号線<br>(通称：竹田出橋通)             | ① 区間1  | ・ 段差・勾配の改良<br>・ 横断勾配の改良<br>・ 交差点部の視覚障害者誘導用ブロックの改良、グレーチングの改良<br>・ バス停の改良                      |      |    |    |     |
| 生活関連経路Ⅱ | 市道 河原町十条観月橋線<br>(通称：師団街道)              | ② 区間2  | ・ 段差・勾配の改良<br>・ 横断勾配の改良<br>・ 交差点部の視覚障害者誘導用ブロックの改良、グレーチングの改良                                  |      |    |    |     |
| 生活関連経路Ⅲ | 市道 六地藏竹田線                              | ③ 区間3  | ・ 段差・勾配の改良<br>・ 横断勾配の改良<br>・ 交差点部の視覚障害者誘導用ブロックの改良、グレーチングの改良                                  |      |    |    |     |
| 生活関連経路Ⅳ | 市道 深草緯5号線                              | ④ 区間4  | ・ 歩行者優先策の検討<br>・ グレーチングの改良                                                                   |      |    |    |     |
| 生活関連経路Ⅴ | 市道 深草緯4号線<br>市道 深草緯81号線<br>市道 深草経176号線 | ⑤ 区間5  | ・ 歩行者優先策の検討<br>・ グレーチングの改良                                                                   |      |    |    |     |
| 生活関連経路Ⅵ | 市道 深草緯74号線<br>市道 深草疏水通                 | ⑥ 区間6  | ・ グレーチングの改良                                                                                  |      |    |    |     |
| 生活関連経路Ⅶ | 市道 六地藏竹田線                              | ⑦ 区間7  | ・ 歩行者優先策の検討<br>・ グレーチングの改良                                                                   |      |    |    |     |
| 生活関連経路Ⅷ | 市道 本町通                                 | ⑧ 区間8  | ・ 歩行者優先策の検討<br>・ グレーチングの改良                                                                   |      |    |    |     |
| 生活関連経路Ⅸ | 市道 深草緯248号線                            | ⑨ 区間9  | ・ 歩行者優先策の検討<br>・ グレーチングの改良                                                                   |      |    |    |     |
| 生活関連経路Ⅹ | 主要府道 大津淀線<br>(通称：大岩街道)                 | ⑩ 区間10 | ・ 段差・勾配の改良<br>・ 横断勾配の改良<br>・ 交差点部の視覚障害者誘導用ブロックの改良、グレーチングの改良<br>・ バス停の改良<br>・ 歩道幅員の検討、電柱移設の検討 |      |    |    |     |
| 交差点     | 第二軍道と師団街道の交差点                          | —      | ・ 視覚障害者用付加装置<br>(音響装置)の設置                                                                    | 整備済み |    |    |     |
|         | 国道24号(通称：竹田街道)と<br>市道六地藏竹田線の交差点        |        |                                                                                              |      |    |    |     |

ただし、整備目標年次は現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況や事業の進捗状況により変更することがあります。

赤字＝道路特定事業計画 青字＝交通安全特定事業計画

## ●道路特定事業と交通安全特定事業との連携について

道路特定事業の実施は、交通安全特定事業の実施と密接に関連することから、連携を十分に図りながらバリアフリー化推進に取り組んでいきます。

### ◆生活関連経路とは

バリアフリー新法では、旅客施設を含む生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「生活関連経路」と位置付け、この生活関連経路を構成する道路において、道路特定事業と交通安全特定事業を実施するものとしています。また、特定事業の実施に当たっては、可能な限り有効幅員や勾配等の基準を定めた移動等円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。

### ◆生活関連経路の設定

京阪藤森地区の生活関連経路は、京阪藤森駅と生活関連施設とを結ぶ重要な経路及び生活関連施設相互間を結ぶ経路として設定し、特に重点的にバリアフリー化を図っていくこととしました。

同じです あなたとわたしの 大切さ



京阪藤森地区バリアフリー移動等円滑化基本構想に基づく  
道路特定事業計画・交通安全特定事業計画

京都市建設局道路建設部道路計画課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
TEL075-222-3580 FAX075-213-0263

京都府警察本部交通部交通規制課都市交通対策係

〒602-8550 京都市上京区下立売通金座東入敷ノ内町85-3  
TEL075-451-9111

2009年(平成21年)1月発行 京都市印刷物 第204507号